

滋賀県告示第 595 号より関係部分を抜粋

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定するあゆ沖すくい網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和 3 年 11 月 26 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
あゆ沖すくい網漁業 (動力漁船を使用するもの)	45 隻以下	5 トン以下	127 キロワット以下	琵琶湖	6 月 1 日から 7 月 31 日まで	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和 3 年 11 月 26 日から令和 3 年 12 月 25 日まで